

## 池田泉州ビジネスゲートご利用規定

### 第1章 総則・共通事項

#### 第1条 本規定の適用

本規定は、契約者と株式会社池田泉州銀行（以下「当行」といいます）との間でインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン」といいます）を利用して、第2条に定めるサービスを提供する法人向けポータルサイト「池田泉州ビジネスゲート」(以下「本サービス」といいます)の申込みおよび利用に関して定めたものです。本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、本規定において、契約者とは、当行に円建普通預金口座（以下単に「普通預金口座」といいます）を持つ法人および個人事業主であって、第3条に従い本サービスの利用契約が成立した者をいいます。

#### 第2条 サービス内容

##### （1）基本サービスと個別サービス

本サービスにて提供するサービス内容には基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

##### （2）基本サービス

本サービスを申し込むことにより、当行から提供されるサービスです。サービスの内容は以下のとおりです。当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

- ① 取引照会サービス
- ② 外部連携サービス

##### （3）個別サービス

本規定を承諾の上、個別サービス毎の規定に基づいて当行により提供されるサービスです。個別サービスの利用にあたっては、別途当行所定の申込が必要となる場合があります。また、個別サービス毎の規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

##### （4）サービス内容の詳細

本サービスの詳細につきましては、本サービスのホームページ等に提示しますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

#### 第3条 利用申し込み

##### （1）利用申込者

本サービスは、当行に普通預金口座を保有する法人および個人事業主の方が申し込むことができます。

## (2) 利用申し込み

本サービスの利用を希望する場合は、本規定の内容を承諾の上、当行所定のWEB申し込みにより申込手続きを行うものとします。当行が申し込みを正当と判断し承諾した場合に、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。なお、インターネットE Bを利用中の契約者は本申込手続きは不要ですが、ID連携の登録が必要です。

## (3) キャッシュカード暗証番号等の使用

前項のWEB申込手続きにおける本人確認には、当行普通預金口座のキャッシュカード暗証番号または普通預金通帳に記帳された最終預金残高を使用します。なお、キャッシュカード暗証番号の利用については、別途定める「ICキャッシュカード規定集」によることとします。

## 第4条 契約者の利用者設定

### (1) 利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコンにより本サービスの全部または一部の取引を行う者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

#### ① マスターユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者がマスターユーザを登録します。マスターユーザは1名のみ登録可能で初回のログインID取得を行うとともに、すべての取引を行うことができます。また、自身を含むすべての利用者を管理することができます。

#### ② 管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者としてマスターユーザが管理者ユーザを登録します。

#### ③ 一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

### (2) 電子メールアドレスの登録

すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

### (3) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規定を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

## 第5条 動作環境

### (1) 利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において、本サービスの利用に適したパソコンの動作環境を準備し維持するものとします。

### (2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

## 第6条 サービス利用口座

### (1) サービス利用口座の登録

契約者は、本サービスで利用する預金口座（以下「サービス利用口座」といいます）を当行所定の方法により登録することとします。

### (2) 登録可能口座数

サービス利用口座として登録できる預金口座数は当行所定の口座数とします。

### (3) 登録可能な預金口座名義

1 契約に登録できる預金口座名義は契約者と同一名義のもの、または当行が認めたものに限りです。

## 第7条 サービス利用可能日・利用可能時間

### (1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

### (2) 当行都合によるサービスの一時停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

なお、一時停止または中止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

## 第8条 本人確認

### (1) 認証方式（ログイン方法）

本サービスを利用する際の認証方法（ログイン方法）は、ログインIDおよびログインパスワードにより契約者であることを確認する「ID認証方式」となります。なお、インターネットE Bを利用中の契約者は、電子証明書により契約者であることを確認する「電子証明書方式」によりログインすることもできます。

### (2) 本人確認に使用する情報の登録

第3条（3）に記載の方法により本人確認ができた場合、「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」が登録できます。なお、インターネットE Bを利用中の契約者は、これらの情報を新たに登録する必要はありません。

### (3) 本人確認・取引意思の確認

① 当行は受信した「ログインID」、「電子証明書」（インターネットE Bを利用中の契約者が電子証明書方式を利用の場合）、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」（以下、総称して「本人確認情報」といいます）により本人確認を行います。

② 当行所定の方法により送信された本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録した本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとみなして取り扱います。

ア 本サービスの利用依頼が契約者の意思による正当な申し込みであること。

イ 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

#### (4) 本人確認情報の利用に関する留意事項

##### ① 本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、契約者本人の責任において厳重に管理することとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など類推されやすい番号を本人確認情報等として使用することや、他のサイトとの使い回しを禁じます。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

##### ② 本人確認情報の漏洩等の届け出

ア 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により届け出ることとします。本届け出を怠ったことにより契約者等に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

イ 上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

##### ③ 本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、当行所定の方法によりパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。

##### ④ 連続誤入力による利用停止

誤った本人確認情報の入力、送信を、当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。なお、利用停止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

また、当行が認めた場合、上記手続きを行わずに利用停止を解除する場合があります。

##### ⑤ 本人確認情報の定期的な変更

安全性を高めるため、契約者は本人確認情報を定期的に変更することとします。

##### ⑥ その他

本人確認情報の再発行手続きにより、それまで本サービス上に保持していた情報等が消去される場合があります。この場合、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

## 第9条 電子メール

### (1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してパソコンにより当行のシステムにサービス

利用登録を行うこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール（Eメール）アドレスを当行のシステムに登録することとします（当行のシステムに登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます）。

（２）電子メールの利用

- ① 当行は取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。
- ② 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。

（３）電子メールの利用に関する留意事項

- ① 当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ② 当行が登録アドレスあてに送信した電子メールを利用者以外が受信または閲覧したとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 届出事項の変更

（１）変更の届け出

契約者は、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。なお、サービス利用口座を変更する場合は、変更前のサービス利用口座の登録を解除し、あらためて変更後のサービス利用口座を登録することとします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を完了する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者等に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

（２）通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第11条 禁止行為

（１）譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を処分（譲渡・質入れ・その他担保設定を含む）することはできません。

（２）不適當・不適切な行為

契約者は、本サービスの申込みおよび利用にあたって次の行為を行わないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為

- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

(3) 契約者の違反行為

契約者が本規定に違反する行為又は不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

## 第12条 解約等

(1) 解約

本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。

(2) 解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行所定の方法で解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更、電子メールアドレス変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 当行の判断によるサービスの解約

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に何らの催告をすることなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

- ① 支払停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申立てまたはその準備を行ったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき
- ④ 本利用規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

## 第13条 免責事項等

(1) 本人確認

第8条第3項に定める本人確認を行った場合、パソコン、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者等に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

- ② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が管理する電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- ④ 本規定に基づく解約、または本サービスの一時停止、中止
- ⑤ その他、当行の責に帰すべき事由がないとき

(3) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由により、本サービスの利用が不能となっても、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等が漏洩しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) キャッシュカード暗証番号等の照合

契約者が利用申込時に使用したキャッシュカード暗証番号または、普通預金通帳に記帳された最終預金残高を、当行が契約者とのキャッシュカード取引に関し契約者より届け出を受けたキャッシュカード暗証番号または、利用申込み時に当行が把握している普通預金通帳に記帳された最終預金残高と照合し、相違ないと認めて処理を行ったうちは、暗証番号等につき盗用その他事故があっても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第14条 取引内容の確認

取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 第15条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認いただくか、当行にご請求ください。

また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

#### 第16条 規定の変更

(1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ① 契約者の一般の利益に適合する場合
- ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

(3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1 ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

#### 第17条 準拠法と管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2章 取引照会サービス

### 第18条 取引照会サービスの内容

#### (1) サービス内容

当行は契約者からの依頼により、「サービス利用口座」として登録されている口座について、各種の照会サービス（残高照会、入出金明細照会等）を提供します。

#### (2) 口座情報

- ① 取引照会サービスでは、当行が定める期間の取引内容を回答します。ただし、当行はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。
- ② 当行から取引照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

## 第3章 外部連携サービス

### 第19条 外部連携サービスの内容

#### (1) サービス内容

契約者は、本サービスと本サービス以外のサービス間にて、シングルサインオン機能を提供するサービス(以下「外部連携サービス」といいます)を利用することができます。

#### (2) 外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、対象となるサービス（以下、外部サービスといいます）ごとに利用登録手続きを行なう必要があります。利用登録に際し、当行は、契約者の本人確認情報を含む、契約者に係る情報を外部サービス提供事業者に提供します。

#### (3) 本人確認

前項の利用登録手続き完了後は、本サービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認



をもって、契約者の情報を外部サービス提供事業者と連携することについて、契約者の指示があったものとみなします。

本人確認を行ったうえで取引をした場合、外部サービス提供事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

外部サービス提供事業者が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、他人に知らせず、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

#### (4) セキュリティレベル

契約者は、本サービス経由で外部連携サービスを利用する場合、当該外部サービス提供事業者のセキュリティレベルでの利用となることを了承します。

#### (5) 情報開示

外部連携サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、外部サービス提供事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の契約者の情報を外部サービス提供事業者に対し開示することができるものとし、契約者はあらかじめ同意します。

① 契約者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

当行が外部サービス提供事業者に開示した情報は、外部サービス提供事業者によって管理されるものとし、外部サービス提供事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

#### (6) 各種リスク

外部連携サービスの利用に伴い、以下に該当する事象によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

① 外部サービス提供事業者が提供するサービスの利用に必要な認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、外部サービス提供事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または外部サービス提供事業者のシステム障害等により、契約者の情報の流出等が生じる場合

② 外部サービス提供事業者の責めに帰すべき事由により外部サービス提供事業者のサービス機能停止や契約者情報の流出等が生じる場合

#### (7) 免責事項

当行は、外部連携サービスに関し、外部サービス提供事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、契約者の利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、外部サービス提供事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。

外部サービス提供事業者の提供するサービスについては、外部サービス提供事業者が契約者との間で締結した当

該サービスに関する利用規約等に従い、外部サービス提供事業者が責任を負います。外部サービス提供事業者の提供するサービスに起因して契約者に発生したすべての損害について、当行は責任を負いません。

外部連携サービスに関する技術上の理由、当行の業務上の理由、セキュリティ、保守その他の理由により、契約者に事前に通知することなく、外部連携サービスの全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。これらに起因して契約者に発生した損害について、当行は責任を負いません。

(8) 利用手数料

外部連携サービスの利用にあたって料金は発生しませんが、外部サービスを利用するにあたっては、料金の支払いが必要となる場合があります。

以上

(2021年7月19日現在)